

平成25年3月1日

株主各位

大阪市北区東天満一丁目1番19号
株式会社セキュアヴェイル
代表取締役社長 米今政臣

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成25年2月18日開催の取締役会において、平成25年4月1日（月曜日）付をもって当社普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成25年3月31日（日曜日）（平成25年3月30日（土曜日）及び平成25年3月31日（日曜日）は株主名簿管理人の休業日につき実質的には平成25年3月29日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い会社法第184条第2項の規定に基づき、平成25年4月1日（月曜日）をもって、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数7,722,000株増加して、7,800,000株といたします。

以 上

お知らせならびにご注意

- 株式分割の実施と同時に、平成25年4月1日（月曜日）付をもって、100株を1単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成25年3月27日（水曜日）付をもって、大阪証券取引所における売買単位は1株から100株に変更となります。
- 株式の分割及び単元株制度の採用後のご所有株式に関するご案内は、平成25年5月上旬にお届けご住所にお送り申し上げます。
- 平成25年4月1日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。